

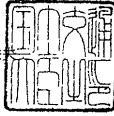
BCJ 基型-JS04716  
令和 4 年 4 月 27 日

国住参建第 362 号  
令和 4 年 4 月 27 日

ニッコー株式会社  
代表取締役社長 三谷 明子 様

ニッコー株式会社  
代表取締役社長 三谷 明子 様

国土交通大臣 齊藤 鉄



下記の型式については、建築基準法第 68 条の 10 第 1 項(同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第 1 章から第 3 章までの規定又はこれに基づく命令の規定のうち同法施行令第 136 条の 2 の 11 に掲げる一連の規定に適合するものであることを認める。

下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項(同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第 35 条第 1 項の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号  
型 01CadOa0254716
2. 認定をした型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類  
合併処理浄化槽
3. 認定をした型式の内容  
ニッコー小規模浄化槽 NSA-25 型  
詳細内容は、別添仕様書及び図面による。
4. 一連の規定に適合するための適用条件  
浄化槽法の規定に基づく適正な工事および適正な保守点検を実施すること。

1. 認定番号  
DW3N-0182
2. 認定をした構造方法等の名称  
接触ばっ気循環方式 NSA 型/14~50 人槽/合併処理浄化槽/汚物処理性能
3. 認定をした構造方法等の内容  
別添の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

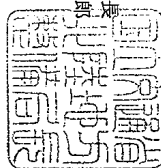
認定書

石川県白山市相木町 383 番地  
ニッコー株式会社  
代表取締役社長 三谷 明子

さきに申請のあった下記の浄化槽の型式については、建築基準法及びこれに基づく命令で定める構造基準に適合すると認められるので、浄化槽法第 13 条第 1 項の規定に基づき、工場において製造される浄化槽の型式として認定する。

令和 4 年 6 月 20 日

国土交通省北陸地方整備局  
岡村 次



国北整部住第 20 号

1. 認定番号等

認定番号	浄化槽の名称	工場の所在地及び名称	浄化槽の概要		
			処理方式	処理対象人員 (人)	日平均水量 (m <sup>3</sup> /日)
4-22-11-001	ニッコー小規模浄化槽 NSA-14 型	埼玉県行田市藤原町 1-21-1 ニッコー株式会社	建築基準法第 68 条の 25 第 1 項の規定に基づき、同法施行令第 35 条第 1 項の規定に適合する接触ばっ気循環方式	14	2.8
4-22-11-001-1	ニッコー小規模浄化槽 NSA-16 型	茨城県北茨城市磯原町上相田 1099-46 日東電気株式会社 磯原工場		16	3.2
4-22-11-001-2	ニッコー小規模浄化槽 NSA-18 型	宮城県栗原市金成大平 13-38 エコー・テクノ株式会社 宮城工場		18	3.6
4-22-11-001-3	ニッコー小規模浄化槽 NSA-21 型	栃木県下野市中大領 308-2 株式会社前田工業		21	4.2
4-22-11-001-4	ニッコー小規模浄化槽 NSA-25 型			25	5.0
4-22-11-001-5	ニッコー小規模浄化槽 NSA-30 型			30	6.0
4-22-11-001-6	ニッコー小規模浄化槽 NSA-35 型			35	7.0
4-22-11-001-7	ニッコー小規模浄化槽 NSA-40 型			40	8.0
4-22-11-001-8	ニッコー小規模浄化槽 NSA-45 型			45	9.0
4-22-11-001-9	ニッコー小規模浄化槽 NSA-50 型			50	10.0

2. 別添図書

- (1) 型式適合認定書の写し
- (2) 製造方法及び製造設備の概要を記載した書面
- (3) 検査方法及び検査設備の概要を記載した書面
- (4) 施工要領書
- (5) 維持管理要領書

認定書

型式適合認定書

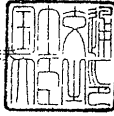
国住参建第362号  
令和4年4月27日

BCJ基型-JS04717  
令和4年4月27日

ニッコー株式会社  
代表取締役社長 三谷 明子 様

ニッコー株式会社  
代表取締役社長 三谷 明子 様

国土交通大臣 齊藤 鉄



下記の型式については、建築基準法第68条の10第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第1章から第3章までの規定又はこれに基づく命令の規定のうち同法施行令第136条の2の11に掲げる一連の規定に適合するものであることを認める。

下記の構造方法等については、建築基準法第68条の25第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合するものであることを認める。

記

- 1. 認定番号  
型 01CadOa0304717
- 2. 認定をした型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類  
合併処理浄化槽
- 3. 認定をした型式の内容  
ニッコー小規模浄化槽 NSA-30 型  
詳細内容は、別添仕様書及び図面による。
- 4. 一連の規定に適合するための適用条件  
浄化槽法の規定に基づく適正な工事および適正な保守点検を実施すること。

- 1. 認定番号  
DW3N-0182
- 2. 認定をした構造方法等の名称  
接触ばつ気循環方式 NSA 型/14~50人槽/合併処理浄化槽/汚物処理性能
- 3. 認定をした構造方法等の内容  
別添の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

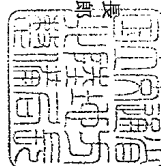
認定書

石川県白山市相木町383番地  
ニッコー株式会社  
代表取締役社長 三谷 明子

さきに申請のあった下記の浄化槽の型式については、建築基準法及びこれに基づく命令で定める構造基準に適合すると認められるので、浄化槽法第13条第1項の規定に基づき、工場において製造される浄化槽の型式として認定する。

令和4年6月20日

国土交通省北陸地方整備局  
岡村 次



国北整部住第20号

1. 認定番号等

認定番号	浄化槽の名称	工場の所在地及び名称	処理方式	浄化槽の概要	
				処理対象人員 (人)	日平均水量 (m <sup>3</sup> /日)
4-22-11-001	ニッコー小規模浄化槽 NSA-14型	埼玉県行田市藤原町1-21-1 ニッコー株式会社	建築基準法 第68条の25 第1項の規 定に基づき、 同法施行令 第35条第1 項の規定に 適合する接 触ばつ気循 環方式	14	2.8
4-22-11-001-1	ニッコー小規模浄化槽 NSA-14型	埼玉県行田市藤原町1-21-1 ニッコー株式会社	建築基準法 第68条の25 第1項の規 定に基づき、 同法施行令 第35条第1 項の規定に 適合する接 触ばつ気循 環方式	16	3.2
4-22-11-001-2	ニッコー小規模浄化槽 NSA-16型	茨城県北茨城市磯原町上相田 1099-46 日東電気株式会社 磯原工場	建築基準法 第68条の25 第1項の規 定に基づき、 同法施行令 第35条第1 項の規定に 適合する接 触ばつ気循 環方式	18	3.6
4-22-11-001-3	ニッコー小規模浄化槽 NSA-18型	埼玉県川口市大宮 1099-46 日東電気株式会社 磯原工場	建築基準法 第68条の25 第1項の規 定に基づき、 同法施行令 第35条第1 項の規定に 適合する接 触ばつ気循 環方式	21	4.2
4-22-11-001-4	ニッコー小規模浄化槽 NSA-21型	埼玉県川口市大宮 1099-46 日東電気株式会社 磯原工場	建築基準法 第68条の25 第1項の規 定に基づき、 同法施行令 第35条第1 項の規定に 適合する接 触ばつ気循 環方式	25	5.0
4-22-11-001-5	ニッコー小規模浄化槽 NSA-25型	埼玉県川口市大宮 1099-46 日東電気株式会社 磯原工場	建築基準法 第68条の25 第1項の規 定に基づき、 同法施行令 第35条第1 項の規定に 適合する接 触ばつ気循 環方式	30	6.0
4-22-11-001-6	ニッコー小規模浄化槽 NSA-30型	埼玉県川口市大宮 1099-46 日東電気株式会社 磯原工場	建築基準法 第68条の25 第1項の規 定に基づき、 同法施行令 第35条第1 項の規定に 適合する接 触ばつ気循 環方式	35	7.0
4-22-11-001-7	ニッコー小規模浄化槽 NSA-35型	埼玉県川口市大宮 1099-46 日東電気株式会社 磯原工場	建築基準法 第68条の25 第1項の規 定に基づき、 同法施行令 第35条第1 項の規定に 適合する接 触ばつ気循 環方式	40	8.0
4-22-11-001-8	ニッコー小規模浄化槽 NSA-40型	埼玉県川口市大宮 1099-46 日東電気株式会社 磯原工場	建築基準法 第68条の25 第1項の規 定に基づき、 同法施行令 第35条第1 項の規定に 適合する接 触ばつ気循 環方式	45	9.0
4-22-11-001-9	ニッコー小規模浄化槽 NSA-45型	埼玉県川口市大宮 1099-46 日東電気株式会社 磯原工場	建築基準法 第68条の25 第1項の規 定に基づき、 同法施行令 第35条第1 項の規定に 適合する接 触ばつ気循 環方式	50	10.0

2. 別添図書

- (1) 型式適合認定書の写し
- (2) 製造方法及び製造設備の概要を記載した書面
- (3) 検査方法及び検査設備の概要を記載した書面
- (4) 施工要領書
- (5) 維持管理要領書

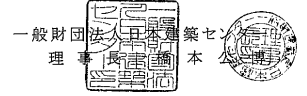
BCJ 基型-JS04718  
令和 4 年 4 月 27 日

国住参建第 362 号  
令和 4 年 4 月 27 日

ニッコー株式会社  
代表取締役社長 三谷 明子 様

ニッコー株式会社  
代表取締役社長 三谷 明子 様

国土交通大臣 齊藤 鉄



下記の型式については、建築基準法第 68 条の 10 第 1 項(同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第 1 章から第 3 章までの規定又はこれに基づく命令の規定のうち同法施行令第 136 条の 2 の 11 に掲げる一連の規定に適合するものであることを認める。

記

下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項(同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第 35 条第 1 項の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号  
DW3N-0182
2. 認定をした構造方法等の名称  
接触ばっ気循環方式 NSA 型/14~50 人槽/合併処理浄化槽/汚物処理性能
3. 認定をした構造方法等の内容  
別添の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

1. 認定番号  
型 01CadOa0354718
2. 認定をした型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類  
合併処理浄化槽
3. 認定をした型式の内容  
ニッコー小規模浄化槽 NSA-35 型  
詳細内容は、別添仕様書及び図面による。
4. 一連の規定に適合するための適用条件  
浄化槽法の規定に基づく適正な工事および適正な保守点検を実施すること。

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。

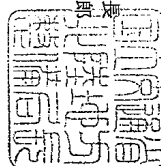
認定書

石川県白山市相木町 383 番地  
ニッコー株式会社  
代表取締役社長 三谷 明子

さきに申請のあった下記の浄化槽の型式については、建築基準法及びこれに基づく命令で定める構造基準に適合すると認められるので、浄化槽法第 13 条第 1 項の規定に基づき、工場において製造される浄化槽の型式として認定する。

令和 4 年 6 月 20 日

国土交通省北陸地方整備局  
岡 村 次 郎



記

国北整部住第 20 号

1. 認定番号等

認定番号	浄化槽の名称	工場の所在地及び名称	浄化槽の概要		
			処理方式	処理対象人員 (人)	日平均水量 (m <sup>3</sup> /日)
4-22-11-001	ニッコー小規模浄化槽 NSA-14 型	埼玉県行田市藤原町 1-21-1 ニッコー株式会社	建築基準法第 68 条の 25 第 1 項の規定に基づき、同法施行令第 35 条第 1 項の規定に適合する接触ばっ気循環方式	14	2.8
4-22-11-001-1	ニッコー小規模浄化槽 NSA-16 型	茨城県北茨城市磯原町上相田 1099-46 日東電気株式会社 磯原工場		16	3.2
4-22-11-001-2	ニッコー小規模浄化槽 NSA-18 型	宮城県栗原市金成大平 13-38 エコーテクノ株式会社 宮城工場		18	3.6
4-22-11-001-3	ニッコー小規模浄化槽 NSA-21 型			21	4.2
4-22-11-001-4	ニッコー小規模浄化槽 NSA-25 型			25	5.0
4-22-11-001-5	ニッコー小規模浄化槽 NSA-30 型	栃木県下野市中大領 308-2 株式会社前田工業		30	6.0
4-22-11-001-6	ニッコー小規模浄化槽 NSA-35 型			35	7.0
4-22-11-001-7	ニッコー小規模浄化槽 NSA-40 型			40	8.0
4-22-11-001-8	ニッコー小規模浄化槽 NSA-45 型			45	9.0
4-22-11-001-9	ニッコー小規模浄化槽 NSA-50 型			50	10.0

2. 別添図書

- (1) 型式適合認定書の写し
- (2) 製造方法及び製造設備の概要を記載した書面
- (3) 検査方法及び検査設備の概要を記載した書面
- (4) 施工要領書
- (5) 維持管理要領書